

債権の消滅2：弁済の提供・債権者遅滞

2012/06/29

松岡 久和

【弁済の提供】（E134-135頁、中田294-306頁）

Case 21-1 XはYに所有地の一部を資材置き場にする目的で月額10万円で賃貸したが、道路脇部分が賃貸目的地に含まれるかどうかで紛争が生じ、YがXの抗議にもかかわらずそこに資材を置いていた。Xは賃貸借契約の解除までは望まず、もし道路脇部分までYが使いたいなら賃料は月額15万円にして欲しいと主張した。Yは、その部分も当然に借地の範囲に入ると主張して10万円の地代をXに持参したが、Xは受け取りを拒絶した。そこで、以後Yが地代を供託することなく3か月が経過したところ、XはYの地代不払いを理由に賃貸借契約の解除の意思表示をした。

1 弁済の提供の意義

- ・債務者の債務不履行責任からの解放・一定の不利益の債権者への転嫁（492・493条）。

2 現実の提供（493条本文）

(1) 意義

- ・債務者が弁済のために、履行期に、履行場所で、債務の本旨に従ってなしうる一切の行為を完了すること。

(2) 現実の提供の諸類型

(a) 金銭債務の場合

- ①支払手段 通貨及び通貨と同等の支払手段（例郵便為替、振替貯金払出証書、郵便振替払込証書、銀行自己宛小切手、銀行支払保証小切手）の提供は有効←→個人振り出しの手形・小切手、預金通帳・預金証書の提供では不足：支払いの確実性の違い
- ②提供金額 原則元本・利息・費用等全額提供が必要。超過額提供も不可。
例外 信義則による処理
- ③提供方法 債権者が受領可能にすれば良い。
例 履行期日・場所への持参・待機（PⅡ125：期間最終日に登記所へ持参・待機）

(b) 物の引渡債務の場合

- ①特定物の場合 数量不足や瑕疵がある物の提供は？－瑕疵担保責任との関係
- ②種類債務の場合 数量不足や瑕疵ある物の提供は弁済の提供とならない。
- ③倉庫証券・貨物引換証の提供 預けた貨物の提供と同等
★講師や教師が準備不足で講演や講義に出かけることは有効な提供か？

3 口頭の提供（493条ただし書）

(1) 趣旨：債務者の負担軽減

(2) 要件：①債権者の受領拒絶または債務の履行に債権者の行為を必要とすること

- ②債権者の翻意や行為が整えば履行できるだけの準備をして受領の催告をすること

- ・受領拒絶は黙示のものでも可。

例 過大な請求でそれ以外では受け取らないという表明、契約自体の否認

非該当例 債務者の代理人の代理権否定、本旨に従っていないことによる受領拒絶

※債権者の翻意の可能性のない受領拒絶の場合は口頭の提供も要しない（例PⅡ126：賃料債務の1回の頑強な受領拒絶の場合には翌月以降の提供は不要）。

- ・債権者の行為が必要なこと：債権者の行為が債務履行の前提として必要なこと

例 取立、立会、債権者の履行の指示（種類物の分別など）、債権者の材料提供

(3) 効果：現実の提供を要せず、履行の提供となる。

4 弁済の提供の効果

- ・債務不履行責任からの解放－防御的效果
 - ①損害賠償責任の不発生、②違約金・遅延利息支払債務の不発生、③担保権実行要件の不充足、④契約解除権の不発生その他（266条、276条参照）。
 - ・攻撃的效果（→債権者遅滞の効果）
 - ①債務者の注意義務の軽減、②双務契約の場合の対価危険の移転、③同時履行の抗弁権の喪失
- ※防御的效果は提供不要の場合にも生じるが、攻撃的效果は提供（と債権者の不受領）を要する。
また、危険の移転には目的物の特定を要するので、一般的には、分別しない口頭の提供だけでは足りない。
- ・債務自体は供託しないと消滅しないので、担保物返還請求はできない。

【債権者遅滞(受領遅滞)】（E39-40頁、中田189-198頁）

Case 21-2 XはYに契約期間内に産出した硫黄鉱石を全量売り渡す契約を結び、Yから前払金400万円を受領した。XはYの指導によって採掘のための施設を整え、産出した300トンは約定通りの代金でYに引き渡した。ところが、その後Xが産出した113トンを出荷する旨を通知したところ、Yが引取を拒否したため、以後の採掘は中止を余儀なくされた。契約期間が満了してYが前払金残額の返還を請求してきたので、Xは逆に、Yの引取拒絶による損害から前払金残額を控除した額の賠償を求めた。

1 意義と沿革

- ・ドイツ民法：弁済の提供を要件として債権者遅滞を規定（債権者の帰責性不要で損害賠償・契約解除以外の種々の効果）。
 - ＋契約各則の特別規定（買主の引取義務→債権者の帰責性があれば遅延賠償、注文者の引取義務→注文者の帰責性があれば遅延賠償や契約解除）
- フランス民法→旧民法：債権者遅滞という制度を欠き、弁済提供の効果として供託権を規定。若干の特別規定（一定の売主の解除権）のみ。判例・学説は、免責的效果を認めたうえ、損害賠償・解除権も一定の場合に肯定。
 - ※フランス法では履行期到来後も付遅滞手続を採らないと債務不履行責任なし。
- ・現行民法の起草趣旨：供託を超える免責効（物の引渡以外の給付）→492条
危険移転を念頭に置いたドイツ流の債権者遅滞制度の採用

2 学説・判例

(1) 学説の対立

- (a) 法定責任説（旧通説）：413条による債権者の不利益甘受は法定責任。受領義務否定。
帰責事由不要。

根拠 ①権利行使義務なし、②受領義務不履行なら415条で足り413条は不要、③比較法（ドイツ法）や立法趣旨

帰結 弁済の提供と相当程度重なる。独自の効果は、約定利息の発生停止、同時履行の抗弁権の喪失、対価危険の移転、債務者の注意義務の軽減、増加費用の賠償など。損害賠償請求・解除権発生を否定。

批判 ①413条の独自の意味に乏しい、②結果の不当性

- (b) 債務不履行責任説：一般的に附随義務としての債権者の受領義務を肯定。損害賠償請求には帰責事由が必要。

根拠 ①契約関係における信義則上の相互協力義務、②413条の位置と独自性。

帰結 損害賠償請求・解除権発生を肯定。債務不履行として帰責事由を要する。

※それ以外の積極的效果については帰責事由を要するか否かで見解が分かれる。

※近時の理論傾向からは、解除権発生には、契約の目的不達成だけで足り、帰責事由を要しないとする傾向がある点がここにも影響する。

批判 ①一般的な受領義務・解除権肯定は行き過ぎ（**例**不作為債務では受領は不要）、②反対債務の債務不履行で処理可能、③帰責事由を広く要するるとするとかえって債務者に不利益

(c) 折衷説：債務者の不利益を調整する必要のある契約類型によって、特約や信義則により、個別的に受領義務を肯定。

※法的責任説的な発想と債務不履行責任説的な発想の両方からのアプローチがありうる。前者だと、信義則の援用には慎重になり、帰責事由の要否も分かれる。

根拠 ①ドイツ法、②結果の妥当性

(2) 判例とその理解

- ・ P II 12 関連判例①（月500個以上の特殊座椅子の買取契約で引取拒絶）－損害賠償を否定
- ・ P II 12（請負契約で完成が遅れて別の請負人から調達）－解除・損害賠償を否定
- ・ P II 13（硫黄鉱石採掘分一括買受契約の場合）－損害賠償を肯定
- ・ 法定責任説的理解－黙示の受領義務の合意があった事例で法定責任説にとどまる。折衷説的理解－信義則による受領義務の肯定。折衷説を採用。

3 争点の整理（弁済の提供との関係を含む）と方向性

- ・ 争点：①受領義務を一般的に肯定できるか、②受領義務を特約構成のみで根拠づけるか信義則を根拠とするか、③どのような類型や要件の下に受領義務を肯定できるか、④受領義務違反による損害賠償請求を認めるか、⑤解除権の発生を受領遅滞の効果と見るか、⑥弁済費用の増加等を損害賠償で追及する以外に不利益を債権者に転嫁するのに帰責事由を要するか、⑦弁済の提供と債権者遅滞の関係をどのように整理するか。
- ・ 防御的效果はもっぱら弁済提供の効果と考えて、それでカバーされないもの（攻撃的效果）だけを債権者遅滞の効果とするべき。
- ・ 供託権（494条）や自助売却権（497条）は、独自の要件（受領拒絶または受領不能）があると思えば、弁済の提供や債権者遅滞自体の効果ではないという方が簡明。
- ・ 債務不履行説的な発想から出発し、黙示の特約がなくても、契約当事者間には一般的に協力義務の発生を信義則上根拠づける基礎があると見るが、具体的に受領義務が発生するのは、契約類型と個別の契約毎に問題になる債務者の不利益の内容次第。
- ・ 損害賠償責任には、債権者の帰責事由が必要だが（解除では不要。これはもっぱら解除論の問題）、それ以外の攻撃的效果は、より緩やかに債権者の支配領域に存在する事由で受領遅滞が生じているだけで足りる（義務違反性を要しない。しかし、不可抗力の場合はこの効果も生じない。485条ただし書参照－契約関係における危険の配分問題）。
- ・ 受領義務の履行強制が可能か否かについては今後の議論の課題だが一定の場合には肯定できる（**例**登記引取請求権）。

【ケーススタディ：漁業用タール事件】（P II 3、E11-12頁、中田39、44-45頁、百 II 1〔潮見〕）

※時間がなければ扱いません。

1 事件の概要

代金約50万円（内金20万円受領）

X（買主） ↔ Y（売主） 受渡方法：取立債務（訴外B社溜池貯蔵の品）

漁業用タール2000トン（半年間に約10万円分受領）

- ・ 口頭の提供に相当する事実があった模様。
- ・ 半年後からXは品質にクレームを付け引き取りに行かなくなった。
- ・ その2ヶ月後、Yは凝結防止のスチーム装置を外し、引渡し作業用人夫を引き揚げ。
- ・ 同年冬頃B社労組組合員がタールを処分。
- ・ 3年後Xが債務不履行解除を主張し、内金残額約10万円の返還を請求。

2 裁判所の判断

- ・ 原審（札幌高判昭和28年10月5日）：契約の趣旨を確定しないまま、少なくとも特定しているとして、Yの善管注意義務違反を認め、請求認容。

- ・最高裁：破棄差戻。
種類物売買であるが、制限種類物売買か否かは未確定
→品質問題・受領遅滞の成否に影響。
口頭の提供をしたとしても分別しない限り、特定は生じていない。
- ・差戻審（札幌高函館支判昭和37年5月29日）：制限種類物売買と認定。未特定の間に履行不能→Yの自己の財産におけると同一の注意義務違反を否定→解除は無効・請求棄却

3 分析

(1) 特定物売買であったらどうなるか？

- (a) 通説－瑕疵担保責任についての法定責任説・債権者（買主）危険負担主義
 - ・有効な弁済提供で原則として受領拒絶権なし（信義則上認める余地はありうる）。
→Xの受領遅滞→Yの義務の軽減→Yに帰責事由がない履行不能→対価危険の債権者主義（534条1項）→全額支払義務。
- (b) 契約責任説－受領拒絶に関する反対説
 - ・目的物に瑕疵があり、それがXの負担すべき危険でなければ、受領拒絶は正当。
 - (i) 解除の意思表示が含まれ契約目的不達成なら瑕疵担保解除→返還請求は正当。
 - (ii) 解除の意思表示が含まれなければ、Yに履行がない間の履行不能。
 - i（履行不能）解除に帰責性を要するとするなら、解除の成否は微妙。
 - ①善管注意義務違反があれば、解除有効→請求認容。
 - ②善管注意義務違反がなければ、危険負担問題（解除無効）
 - ii（履行不能）解除に帰責性を要しないとするなら、解除有効→請求認容。
 - ただし、損害賠償請求の可否はYの帰責事由の有無による。危険負担と整合？
- (c) 引渡説－危険負担問題に関する反対説
 - ・原則：引渡（管理可能性の移転）による対価危険移転（534条1項の制限的解釈）。
←give and take の論理（536条の債務者危険負担主義）の正当性
例外：受領遅滞による危険移転。
 - ・引渡未了なので、危険移転の有無は、Xの受領遅滞の成否による。
 - (i) 受領遅滞がある場合（Xの帰責性を要するか否かで見解がさらに別れうる）
→危険は債権者Xの負担→解除無効→請求棄却。
 - (ii) 受領遅滞がない場合 →履行不能解除。上記(b)(ii)と同じ。

(2) 制限種類物売買であったらどうなるか？

- (a) 通説（法定責任説・履行地説）
 - ・目的物全体に瑕疵があっても、有効な弁済提供で受領拒絶は不当。
→上記(1)(a)と同じ。
- (b) 契約責任説－受領拒絶に関する反対説
→上記(1)(b)と同じ。
- (c) 引渡説－危険負担問題に関する反対説
 - ・基本的には上記(1)(c)と同じ。
 - ※給付目的物を一定の範囲に制限した契約の趣旨の解釈が重要になる。